

鏡石町
第8期高齢者保健福祉計画
第7期介護保険事業計画

2018(平成30)年度～2020(平成32)年度

概 要 版

2018年(平成30年) 3月

福島県 鏡石町

1 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

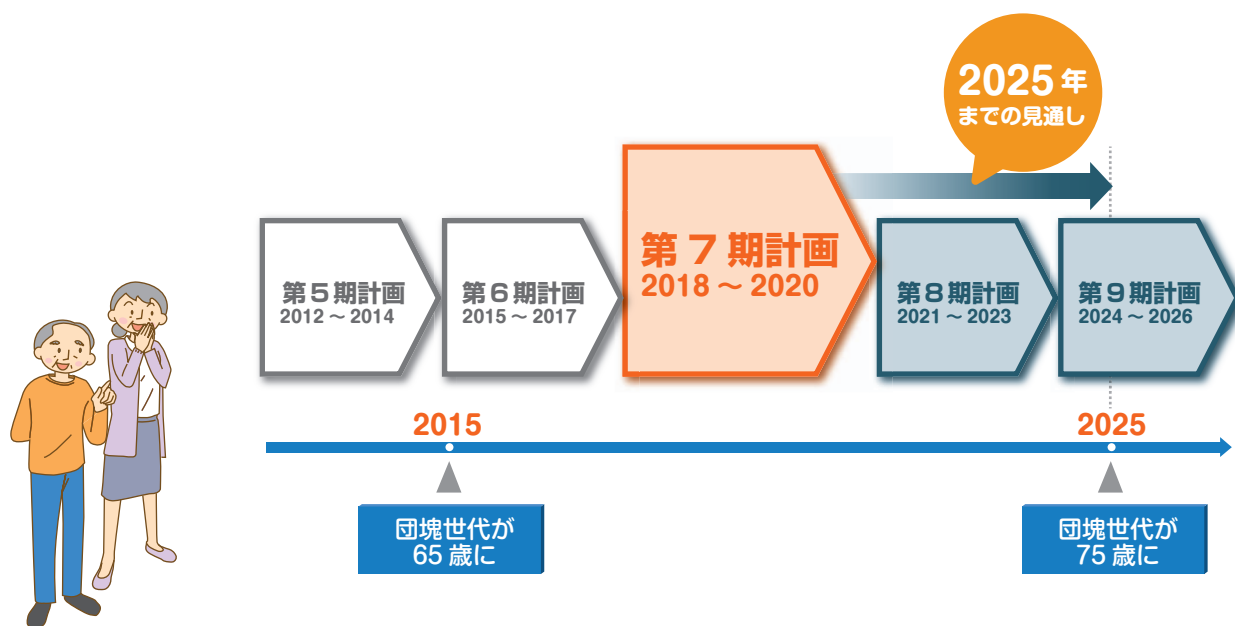
鏡石町も他の市町村と同様に少子高齢化が進行し、2015年(平成27年)の高齢化率は24.6%となっています。今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)には一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯、要介護認定者や認知症高齢者の増加が予測されています。そのような中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した暮らしを続けるためには、互いに支え合う地域社会の仕組みも必要となります。

そこで、国は地域での支え合いの仕組みの構築や介護保険制度の持続性の確保、また、質の高い医療体制の構築し介護との連携を図るため、2014年(平成26年)に医療制度と介護保険制度を一体的な見直しを行いました。

こうした背景を受け、本町の住民の誰もが高齢になっても支え合いながら、安心して暮らし続けられる地域社会を実現するため、第8期高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画を一体的に策定しました。

2 計画の期間

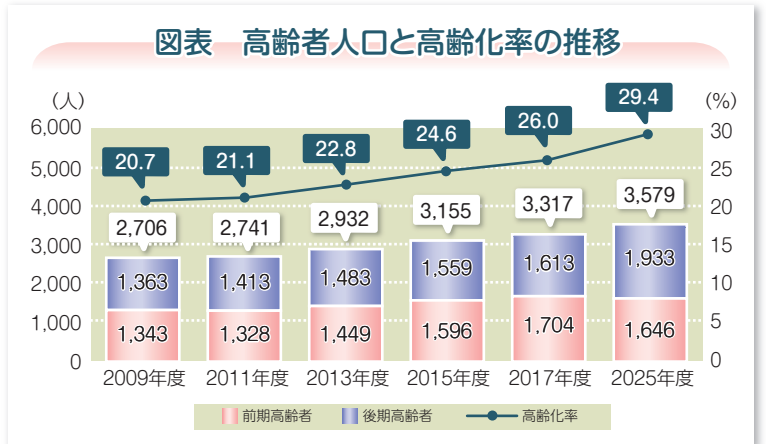
第5期計画の「平成29年(2017年)の高齢者介護の姿」を見据えた目標から、第6期ではさらに先の「平成37年(2025年)の高齢者介護の姿」を見据えた目標を設定しました。



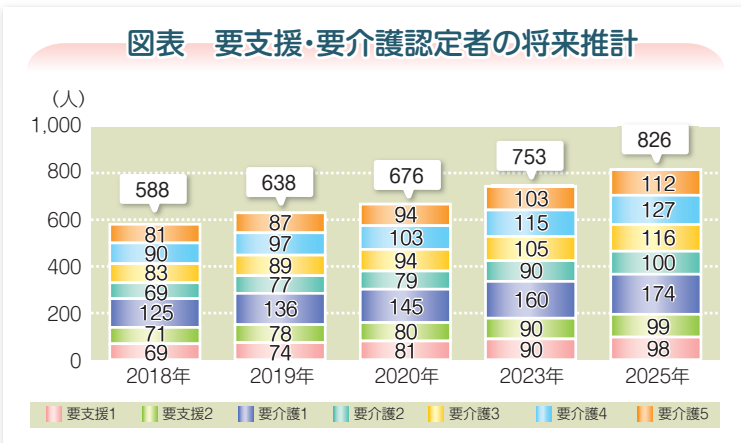
2 高齢者の現状と将来推計

1 高齢者の状況

本町の人口は、2009年(平成21年)の13,055人を境に微減に転じており、2017年(平成29年)10月1日現在の本町の総人口は12,735人です。このうち高齢者数(65歳以上)は3,317人で毎年増加を続けており、高齢化率は26.0%と総人口の4人に1人の割合を超えています。



2 要支援・要介護認定者の状況



現状では要支援・要介護認定者数が増加傾向にあるため、推計値も2018年(平成30年)の588人から2020年(平成32年)に676人と88人ほど増加する見込みです。



3 第7期計画策定に向けた課題整理

第7期計画を作成する上での課題を、右記のとおりとしました。



- 課題1 ● 地域住民同士のふれあいや見守り強化
- 課題2 ● 物忘れやうつ傾向の方に対する自立支援対策の取組
- 課題3 ● 要介護(支援)認定者の予備群となる、介護予防・生活支援事業対象者に対する介護予防・生活支援サービスの充実
- 課題4 ● 町民と行政が協働した地域活動の活性化
- 課題5 ● 生活支援サービスの担い手となる介護支援ボランティアの発掘
- 課題6 ● 施設入所希望者を増やさない支援・サービスのあり方
- 課題7 ● 高齢者への負担軽減に向けた、介護給付費の適正化対策の強化
- 課題8 ● 地域包括支援センターの体制強化
- 課題9 ● 認知症高齢者に対する施策の充実

3 計画の理念及び基本目標

1 基本理念

高齢者をはじめ、すべての町民が安心して暮らし、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、健康の維持・増進や介護予防を重視した施策に取り組むとともに、介護が必要になっても、状態を維持改善するための方策と合わせて、在宅で自立した生活を続けることができるよう、介護保険サービスの推進に努めます。

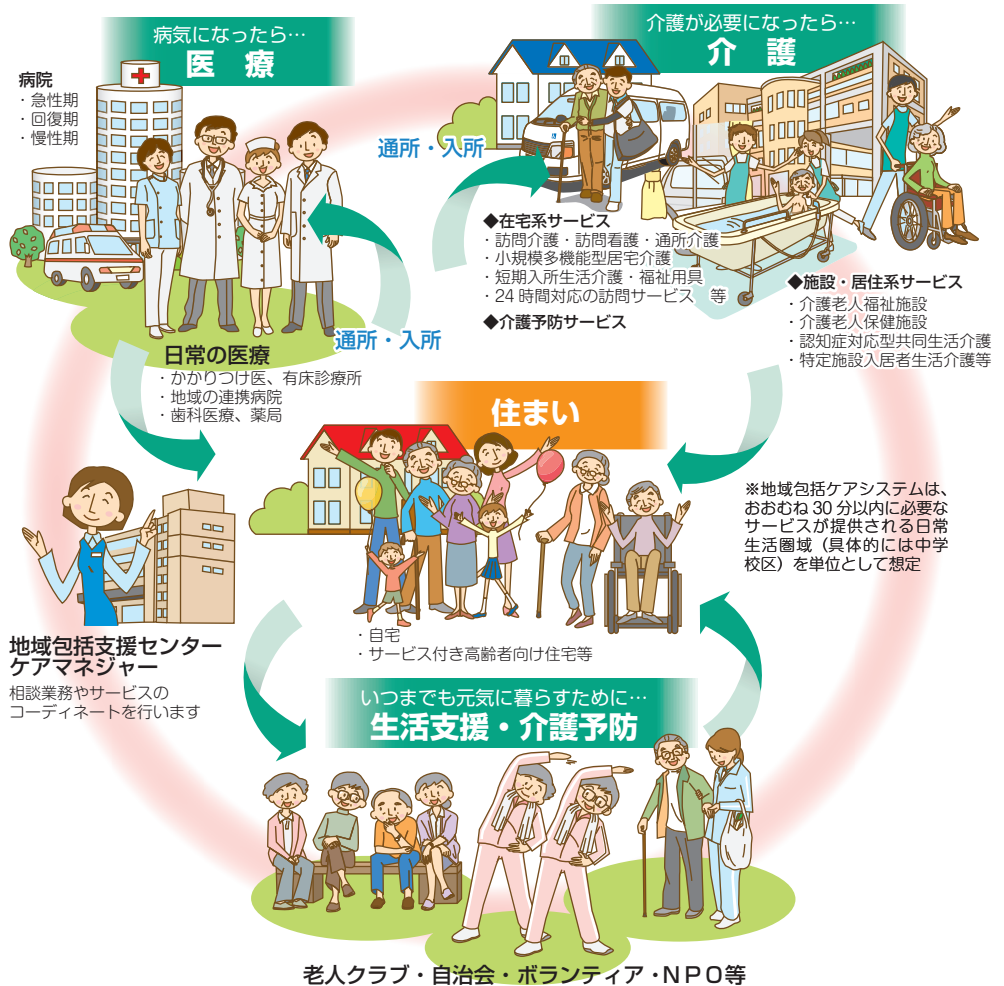
基本理念

あたたかみのある福祉のまちづくり
 <地域包括ケアシステムの構築>

2 地域包括ケアシステムとは

～地域包括ケアシステムの姿～

地域包括ケアシステムとは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制のことです。



4 2025年を見据えた施策の推進

基本目標Ⅰ 高齢者の生きがいがづくり

施策1 生涯学習と交流の推進

- 事業
- ①生涯学習文化協会事業
 - ②文化祭、芸能祭事業
 - ③生きがいと創造事業
 - ④施設管理事業
 - ⑤敬老会事業、百歳賀寿事業

施策2 社会参加の推進

- 事業
- ①老人クラブ活動支援事業
 - ②シルバー人材センター活動支援事業
 - ③ボランティアセンター活動支援事業

施策3 健康づくりの推進

- 事業
- ①社会体育関係団体支援事業
 - ②総合型地域スポーツクラブ事業
 - ③ふれあいスポーツ祭事業
 - ④健康推進員活動事業

施策4 保健・健康づくり事業との連携

- 事業
- ①総合健診事業



基本目標Ⅱ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

施策1 新たな介護予防の推進

- 事業
- ①介護予防把握事業
 - ②介護予防普及啓発事業
 - ③地域介護予防活動支援事業
・介護予防ボランティア養成研修会
・講師の派遣
 - ④一般介護予防事業評価事業
 - ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

施策2 新たな生活支援サービスの推進

- 事業
- ①訪問介護型サービス
 - ②生活支援訪問型サービス
・訪問型サービスA事業(緩和した基準)
・訪問型サービスB事業(住民主体)
・訪問型サービスD事業(移動支援)
 - ③訪問型短期集中型サービス
・訪問型サービスC(短期集中)
 - ④通所介護型サービス
 - ⑤生活支援通所型サービス
・通所型サービスA事業(緩和した基準)
・通所型サービスB事業(住民主体)
 - ⑥通所型短期集中型サービス
・通所型サービスC事業(短期集中)
 - ⑦その他生活支援サービス
 - ①栄養改善を目的とした配食サービス
 - ②住民ボランティア等が行う見守りサービス
 - ③訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等、同サービスに準じる生活支援に資するサービスの提供

基本目標Ⅲ 在宅福祉サービスで暮らしの確保

施策1 在宅福祉サービスの充実

事業

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ①生きがい活動支援事業 | ⑦はり・きゅう・マッサージ施療事業 |
| ②寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業 | ⑧紙おむつ給付券の支給事業 |
| ③緊急通報システム事業 | ⑨給食宅配サービス事業 |
| ④緊急短期保護サービス事業 | ⑩高齢者住宅改修助成事業 |
| ⑤徘徊高齢者等検索ネットワーク事業 | ⑪有料老人ホーム・高齢者専用住宅の整備検討 |
| ⑥車いす付軽自動車貸し出し事業 | |

基本目標Ⅳ 保健・医療・福祉の連携体制の強化

施策1 地域包括支援センターの機能強化

事業

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ①地域包括支援センターの役割 | ②体制強化に向けた自己評価と町評価の実施 |
| ①介護予防ケアマネジメント事業 | ③医療機関・地域福祉団体との連携 |
| ②総合相談支援事業 | ①地域の医療機関との連携 |
| ③権利擁護事業 | ②地域福祉活動の充実 |
| ④包括的・継続的ケアマネジメント事業 | ③ボランティア組織の支援 |

施策2 災害時の連携体制の強化

事業

本町では要援護者台帳を作成しており、災害発生時の安否確認、救助や避難等の支援体制づくりに努め、災害時も地域の高齢者を守る仕組みづくりに努めています。

基本目標Ⅴ 地域包括ケアシステムの深化・推進

施策1 在宅医療・介護連携の推進

事業

- ①在宅医療・介護連携体制整備の推進
- ②在宅医療・介護連携に関する取組
- ③二次医療圏内・関係市町村の連携



施策2 認知症施策の推進

事業

- ①認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進
- ②認知症地域支援推進員の活動の推進
- ③権利擁護の取組の推進
- ④地域の見守りネットワークの構築
- ⑤認知症サポーターの養成と活用
- ⑥その他の認知症施策
 - ・認知症ケアパスの普及
 - ・認知症予防の推進





施策3 生活支援・介護予防サービスの体制整備

事業

- ①生活支援事業の基盤整備
・協議体の設置 ・生活支援コーディネーターの配置

施策4 地域ケア会議の推進

事業

- ①地域ケア会議の運営と課題検討(個別地域ケア会議)
- ②多職種協働によるネットワークの構築や資源開発(地域ケア推進会議)

施策5 高齢者の居住安定に係る施策との連携

事業

- ①養護老人ホームや軽費老人ホームへの入所措置
- ②有料老人ホームの整備検討
- ③高齢者住宅改修助成事業



基本目標Ⅵ 持続可能な介護保険事業の充実

施策1 介護サービスの質の向上

事業

- ①居宅介護支援事業者への支援
- ②介護サービス事業者間の連携強化
- ③介護サービス事業者への指導・監督
- ④情報の提供等

施策2 利用者・介護者への支援

事業

- ①サービスの選択をするための支援
- ②介護サービス情報の公表制度の活用促進
- ③苦情・相談対応の充実

施策3 給付適正化事業の強化

事業

- ①要介護認定調査結果の点検
- ②ケアプランの点検
- ③福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査
- ④医療情報との突合・縦覧点検
- ⑤介護給付通知



5 介護保険料等について

1 介護サービスの総費用額

第1号被保険者の保険料算定の基礎となる介護サービスの総費用は下表のとおりです。

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	合 計
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	844,054	884,956	927,593	2,656,603
総給付額	844,340	874,910	906,320	2,625,570
特定入所者介護サービス費給付額(資産等勘案調整後)	45,000	45,900	46,800	137,700
高額介護サービス等給付額	18,000	18,400	18,700	55,100
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,700	2,840	2,980	8,520
審査支払手数料	742	806	853	2,401
標準給付費見込額	910,497	952,902	996,926	2,860,324

注) 数値は千円単位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

(単位: 千円)

2 第1号被保険者の保険料の段階設定

第7期計画期間の保険料基準額(月額5,900円)としました。各所得段階の基額に対する割合を乗じることで、下表のとおり保険料が算出できます。

所得段階	対 象 者	基準額に 対する割合	月額(円)	年額(円)
第1段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入金額との合計が80万円以下である者	0.45	2,655	31,860
第2段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入金額との合計が120万円以下である者	0.75	4,425	53,100
第3段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、第2段階以外の者	0.75	4,425	53,100
第4段階	町民税課税世帯で本人が町民税非課税の者で、合計所得金額と課税年金収入金額との合計が80万円以下である者	0.90	5,310	63,720
第5段階 (基 準)	町民税課税世帯で本人が町民税非課税の者で、第4段階以外の者	1.00	5,900	70,800
第6段階	本人が町民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の者	1.20	7,080	84,960
第7段階	本人が町民税課税者で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の者	1.30	7,670	92,040
第8段階	本人が町民税課税者で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	1.50	8,850	106,200
第9段階	本人が町民税課税者で、合計所得金額が300万円以上の者	1.70	10,030	120,360

※所得段階第1段階の基準額に対する割合は本来「0.50」ですが、軽減措置が講じられているため、「0.45」となっています。

発 行 ● 鏡石町福祉こども課

住 所 ● 〒969-0404 福島県岩瀬郡鏡石町中央59番地

T E L ● 0248-62-2210 FAX ● 0248-62-6019

U R L ● <http://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/>